

○国土交通省告示第二百五十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百十二条第十八項ただし書の規定に基づき、警報設備を設けることその他これに準ずる措置の基準を次のように定める。

令和二年三月六日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

警報設備を設けることその他これに準ずる措置の基準を定める件

第一 この告示は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二十七条第一項各号、第二項各号又は第三項各号のいずれかに該当する建築物の部分（以下「特定用途部分」という。）を次に掲げる用途に供する場合であつて、特定用途部分と特定用途部分に接する部分（特定用途部分の存する階にあるものに限る。第二において同じ。）を法別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途又は病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）若しくは児童福祉施設等（建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十五条の三第一号に規定するものをいう。以下同じ。）（通所のみにより利用されるものを除く。）の用途に供しない場合について適用する。

一 ホテル

二 旅館

三 児童福祉施設等（通所のみにより利用されるものに限る。）

四 飲食店

五 物品販売業を営む店舗

第二 令第一百二十二条第十八項ただし書に規定する警報設備を設けることその他これに準ずる措置の基準は、特定用途部分及び特定用途部分に接する部分に令第一百十条の五に規定する構造方法を用いる警報設備（自動火災報知設備に限る。）を同条に規定する設置方法により設けることとする。

附 則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第百八十一号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。